

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第103号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(学級編制の基準)

第2条 満3歳以上の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）に規定するところにより、学級を編制するものとする。

(幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等)

第3条 幼保連携型認定こども園には、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。
- 3 前項に規定する職員は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師でなければならない。
- 4 前2項の規定により算出した満3歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とする。
- 5 専任でない園長を置く幼保連携型認定こども園については、原則として前3項の規定により算出した職員の数に1を加えた数を当該職員の数とする。
- 6 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。第6条第7項において同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。第6条第7項において同じ。）の職員と兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等の基準は、規則で定める。

(施設及び設備の一般的基準)

第4条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際の安全が確保されている場所にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第5条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。

3 園舎の階数は、原則として2以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3以上とすることができる。

4 次条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる設備は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める要件に該当する場合は、当該設備を2階以上の階に設けることができる。

5 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積

1学級	180平方メートル
2学級以上	320平方メートル＋(学級の数－2)×100平方メートル

(2) 次のアからウまでに掲げる面積を合算した面積

ア 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

イ 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

ウ 1.98平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

6 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次のア又はイに掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積

2学級以下	330平方メートル＋(学級の数－1)×30平方メートル
3学級以上	400平方メートル＋(学級の数－3)×80平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第6条 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、第2号の保育室及び第3号の遊戯室は、兼用することができる

る。

(1) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子ども（法第2条第10項に規定する保育を必要とする子どもをいう。第8条第2項第2号において同じ。）を入園させる場合に限る。）

(2) 保育室

(3) 遊戯室

(4) 調理室

(5) 便所

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級の数を下回ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第12条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）第43条前段に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとした場合においてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等のための機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理のための設備を備えなければならない。

5 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室及び遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

6 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 図書室

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める設備

7 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる設備については、この限りでない。

8 前各項に定めるもののほか、園舎に備えるべき設備の基準は、規則で定める。

(園具及び教具)

第7条 幼保連携型認定こども園には、学級及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

(教育週数並びに教育及び保育を行う時間)

第8条 幼保連携型認定こども園における毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならない。

2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(2) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、原則として1日につき8時間とすること。

3 前項第2号の時間については、園児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

第9条 園児が心身の状況によって履修することが困難な教科については、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第10条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体等の活用を図るよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、幼保連携型認定こども園は、原則として全ての開園日において、教育・保育相談事業(法第2条第12項に規定する地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるもののうち知事が定めるものをいう。)を実施しなければならない。

(掲示)

第11条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第12条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項及び第2項、第7条、第9条から第11条まで、第13条、第18条、第19条第1項、第3項及び第4項、第43条前段並びに第47条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条例第4条第1項中「入所している者の人権」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。

) の人権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）に置く職員の数については、第3条第2項から第5項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 みなし幼保連携型認定こども園の園舎及び園庭、設備並びに園具及び教具については、当分の間、第5条から第7条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第3条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。附則第9項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、当分の間、第5条第6項の規定にかかわらず、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積

2学級以下	$330\text{平方メートル} + (\text{学級の数} - 1) \times 30\text{平方メートル}$
3学級以上	$400\text{平方メートル} + (\text{学級の数} - 3) \times 80\text{平方メートル}$

(2) 3.3平方メートル に満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

6 前項に規定する幼保連携型認定こども園については、当分の間、第6条第5項第3号の規定は、適用しない。

7 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。附則第9項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎の面積は、当分の間、第5条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 1.65平方メートル に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートル に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 1.98平方メートル に満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

- 8 前項に規定する幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、当分の間、第5条第6項の規定にかかわらず、3.3平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積以上とする。
- 9 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第5条第6項第1号の規定により算出した面積以上の面積の園庭を設けるものは、当分の間、同条第2項の規定にかかわらず、園児が安全に移動することができる場所であることその他規則で定める要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。